

医療提供体制の確保に向けた財政支援措置の延長について

財政支援の延長

- ・ **7月末に期限を迎える下記の財政支援措置について**、新規感染者数が全国的に上昇している中、自宅や高齢者施設等の対応強化も含め、必要な医療提供体制を確保していくため、**特例的に9月末までの延長を行う**。
- ・ なお、延長に際し、より効果的な財政支援措置にする観点から一部要件の見直しを行う。

措置内容	現行の期限	特例的な延長
診療・検査医療機関（発熱外来）が公表されている場合の診療報酬の追加的対応 （300点⇒550点）	～7月末	～9月末 （※1）
重症化リスクの高いコロナ自宅療養者に対する電話等初再診の診療報酬の追加的対応 （250点⇒397点）	～7月末	～9月末
高齢者施設等に看護職員を派遣した場合の補助の引き上げ （5520円/時間⇒8280円/時間）	～7月末	～9月末
施設内療養を行う高齢者施設等への補助の拡充 （最大15万円⇒30万円）	～7月末	～9月末
転入院支援のための即応病床への緊急支援 （450万円/床）	～7月末	～9月末 （※2）

※1 公表率は9割に達しているが、新規感染者数が全国的に上昇していることを踏まえて特例的に延長。診療・検査医療機関（発熱外来）の標榜・公表の促進の趣旨を踏まえ、初診時を算定の対象とする。

※2 病床確保及び患者受入の実効性を高める観点から、9月末までの間に即応病床使用率が25%以上となった医療機関を対象とする。

新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例措置

- 令和4年7月末が期限とされている診療報酬上の特例措置について、以下のとおり9月末まで特例的に延長

【1】新型コロナの疑い患者への外来診療の特例

特例措置（期限なし）

新型コロナの疑い患者について、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価

300点（1日につき）

（院内トリアージ実施料）

診療・検査医療機関への上乗せ措置 （～令和4年7月末）

診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）であって自治体HPで公表されている場合、疑い患者への外来診療について評価を拡充

+250点（1日につき）

（二類感染症患者入院診療加算）

令和4年9月末まで延長

診療・検査医療機関（発熱外来）の標榜・公表の促進の趣旨を踏まえ、令和4年8月からは初診時を算定の対象とする

※ 公表率は9割に達しているが、新規感染者数が全国的に上昇していることを踏まえ特例的に延長

【2】自宅・宿泊療養患者への電話等を用いた診療の特例

特例措置（期限なし）

自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して電話等を用いて実施される初診・再診を評価

250点（1日につき）

（二類感染症患者入院診療加算）

重症化リスクの高い者に係る上乗せ措置 （～令和4年7月末）

自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者のうち、重症化リスクの高い者（※1）に対して、地域において役割を有する医療機関（※2）が、電話等により行った初診・再診について評価を拡充

+147点（1日につき）

（慢性疾患を有する定期受診患者への電話等による臨時的な医学管理料相当）

令和4年9月末まで延長

（※1）重症化リスクの高い者

①65歳以上の者、②40歳以上65歳未満の者のうち重症化リスク因子を複数持つ者、③妊娠している方

（※2）地域において役割を有する医療機関

①保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関
②診療・検査医療機関（公表している医療機関に限る）

医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助の拡充

(令和4年改正事項)

- 新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して、継続して療養を行う高齢者施設に医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助を拡充（1月20日事務連絡による対応（青字部分））
- 臨時の医療施設や高齢者施設等へ看護職員を派遣する派遣元医療機関等への補助を拡充（補助上限額の引き上げ）（2月8日事務連絡による対応（赤字部分））

(派遣元医療機関等への区分別の補助上限額)

区分	補助上限額
医療従事者等を派遣する場合	・医師 7,550円/時間 ・医師以外の医療従事者 2,760円/時間 ・業務調整員 1,560円/時間
【令和3年8月16日に拡充】 令和3年8月16日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合 【令和4年1月9日から拡充】 高齢者施設に派遣する場合を対象に加える 注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。	・医師 15,100円/時間 (2倍) ・医師以外の医療従事者 5,520円/時間 (2倍) 【令和4年1月9日から拡充】 看護職員を派遣する場合、8,280円/時間 (3倍)※ ・業務調整員 3,120円/時間 (2倍)
重点医療機関に派遣する場合 注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。	・医師 15,100円/時間 ・医師以外の医療従事者 5,520円/時間 【令和3年8月19日に拡充】 令和3年8月19日以降に医師以外の医療従事者を派遣する場合 8,280円/時間 (3倍) ・新型コロナ重症患者に対応する看護職員を派遣する場合 8,280円/時間 ・業務調整員 3,120円/時間

※令和4年9月30日までの派遣に限った特例。

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう更なる支援を行う。
- また、施設内での療養者数が一定数を超える等の一定の要件を満たす場合には、追加の支援を行う。

補助概要	○ 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間^(※1)について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。 (※1) 以下、①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助を行う ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわけ）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認
補助額	○ 施設内療養者1名につき、15万円 (15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助) ○ まん延防止等重点措置区域等^(※2)の施設等であって療養者数が一定数^(※3)を超える場合は、施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助（上記とあわせて最大30万円）^(※4) (※2) 令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは追加補助の対象とする。 また、令和4年4月8日から令和4年9月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても、追加補助の対象とする。 (※3) 以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者（発症後15日以内の者）に追加補助を行う ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。 ② 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者が2名以上、 大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者が5名以上いる。 (※4) 追加補助の限度額は、小規模施設等（定員29人以下）は200万円/施設、大規模施設等（定員30人以上）は500万円/施設
対象サービス	○ 介護施設等 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護
適用時期	○ 令和3年4月1日（追加補助分は令和4年1月9日）

(注) 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。（かかり増し費用のメニューに追加）

転院・入院にかかるコロナ患者・コロナ疑い患者の受入拡大を図るための緊急支援

国直接執行

- 感染者の増加により新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫している中で、入院4日間経過後の病状が落ち着いた患者を受け入れる病床など、新型コロナ患者の病床を緊急に確保することにより、転院・入院を円滑化し、病床の効率的な活用を促進する。

1. 対象医療機関

- 都道府県から4月1日から7月末までの間に、新型コロナ患者の確保病床を追加で割り当てられ、即応病床とした医療機関（医療機関は、転院受入病床等のコロナ病床を確保すること。）

（追加的支援措置）

- 7月末までの当該支援を**9月末まで延長**する。
- 病床の効率的な活用を促進する観点から、支援の延長となる8月又は9月に追加で割り当てられた確保病床を即応病床とした場合は、**当該即応病床の病床使用率が9月末までの間に25%以上となったことを要件**とする。

※都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく断らないこと。G-MIS等に必要な情報の入力を実践を行うことにより入院受入状況等を正確に把握すること。

2. 補助基準額

新たに確保した新型コロナ患者の即応病床数 × 450万円

3. 対象経費

- 人件費及び感染拡大防止等に要する費用（人件費は補助額の2/3以上）